

令和5年度

総 会 資 料



令和5年5月18日（木）

さいたま市立大砂土小学校PTA

# 総 会 次 第

1. 日 時 令和5年5月18日(木)  
午前9時30分～10時00分
2. 会 場 大砂土小学校 なかよしホール
3. 総会次第
  - 1) 開会
  - 2) 会長あいさつ
  - 3) 校長あいさつ
  - 4) 議長選出
  - 5) 議題
    - (1) 令和4年度事業報告
    - (2) 令和4年度決算報告
    - (3) 会計監査報告
    - (4) 副会長に関する会則改定(案)審議
    - (5) PTA活動の変更(案)審議
    - (6) 新役員の承認(別紙参照)
    - (7) 新役員あいさつ
    - (8) 令和5年度事業計画(案)審議
    - (9) 令和5年度予算(案)審議
    - (10) その他
  - 6) 議長解任
  - 7) 閉会

# 令和4年度事業報告

	本部	環境交通部
4月	給食試食会 出席 本校 入学式 出席 北区連 新旧会長会 出席 学級委員希望調査回答票 回収 集計 選出 学校運営協議会 出席(年3回) 会計期末監査会議 出席	第1回・第2回部会 開催
5月	推薦委員 選出 市P協 新旧理事会 出席	「旗振り当番表」作成・配付 「防犯MAP」作成・配付
6月	四校連絡協議会(年2回)・歓送迎会 出席 北区連 会長会 出席(年3回) PTA会費集金 市P協 定期総会 出席 防犯ボランティア連絡会議 出席(年2回) スクールサポートネットワーク協議会 出席(年2回)	防犯ボランティア連絡会議 出席(年2回) スクールサポートネットワーク協議会 出席(年2回) 旗振りリーダー会議 開催
7月	土呂中学校区連絡協議会 出席 北区 校長会長会 出席(年2回) 三校交流会 出席 市P協 広報情報委員会 出席(年7回) 市P協 理事会 出席(年6回)	北区防犯デー 出席 オンライン定例会 開催 リーダーミーティング 開催
8月	いじめ防止シンポジウム 出席	「防犯パトロール表」回収 「旗振り当番表」作成
9月		オンライン定例会 開催
10月	第2回交通安全保護者の会 出席 第1回推薦委員会 出席 第54回日本PTA関東ブロック研究大会 山梨大会 出席 さいたま市長教育委員会懇親会 出席	リーダーミーティング 開催 第2回交通安全保護者の会 出席
11月	会計中間監査会議 出席 北区連 会長副会長会 出席(年2回) 宮原小学校 150周年行事 出席	第3回部会 開催
12月	道徳教育研究協議会 出席	
1月	北区 防犯講習会 出席 PTA活動総合補償制度説明会 出席 北区 新春のつどい 出席	学校安全ネットワークボランティア研修会 出席 リーダー会 開催
2月	第2回学校保健委員会 出席	第4回部会 開催
3月	本校 卒業式 出席	
	*第1回～第6回役員会 開催 (5月・7月・9月・11月・1月・3月)	*資源回収 毎月第2水曜日に実施(8月は除く) *登校班名簿の管理・情報伝達・修正随時

市P協・・・さいたま市PTA協議会

北区連・・・さいたま市PTA協議会北区連合会

# 令和4年度事業報告

	総務部	広報部	けやきの森まつり部
4月			
5月	第1回部会 開催 ベルマーク発送作業(前年度分) カーテン洗濯 打ち合わせ	第1回部会 開催 1班企画会議 開催	第1回部会 開催
6月	PTA会費集金 お手伝い 第1回スクールサポートネットワーク協議会 出席	2班企画会議 開催	第2回部会 開催 第1回班長会 開催
7月	ベルマーク作業	「大砂土416号」 発行	第2回班長会 開催
8月			第3回班長会 開催
9月	カーテン洗濯 打ち合わせ 1・2年ベルマーク作業(前年度分) 3・4年ベルマーク作業(前年度分)		
10月	5・6年ベルマーク作業(前年度分) ベルマーク回収 実施 5年ベルマーク作業 6年ベルマーク作業	3班企画会議 開催	第3回部会 開催 第4回班長会 開催 第4回部会 開催
11月	体育Week お手伝い 1年ベルマーク作業 2年ベルマーク作業 3年ベルマーク作業 4年ベルマーク作業 カーテン洗濯 打ち合わせ	体育Week お手伝い	体育Week お手伝い けやきの森まつり 開催
12月	カーテン引き渡し準備・作業 ベル缶処理作業 特別教室カーテン 引き渡し	「大砂土417号」 発行	第5回班長会 開催
1月	特別教室・クラスカーテン 返却 1・2年ベルマーク作業 3・4年ベルマーク作業 5・6年ベルマーク作業	取材班企画会議 開催	来年度実施計画打ち合わせ
2月	第2回学校保健委員会 出席 ベルマーク作業 ベルマーク発送作業		
3月		「大砂土418号」 発行 第2回部会 開催	第2回スクールサポートネットワーク協議会 出席
		*取材・撮影随時	

各部共通
PTA総会 出席 運営委員会 出席(5月・7月・9月・11月・1月・3月) 予算委員会 出席(3月) 大砂土小学校 創立150周年記念事業 第1回～第3回企画委員会 出席(9月・11月・2月)

## 令和4年度大砂土小学校PTA歳入歳出決算書

収入の部

(単位：円)

	本年度予算額	本年度決算額	増減(減△)	摘 要
1. 会 費	5,084,000	2,354,000	△ 2,730,000	(P) (T)
1. 一般会費	5,084,000	2,354,000	△ 2,730,000	2,000×(1,115+62)
2. 補助金	30,000	30,000	0	さいたま市地域防犯活動助成金
3. 雑収入	50	30	△ 20	
1. 雑 入	0	0	0	
2. 利 息	50	30	△ 20	
4. 繰越金	2,841,305	2,841,305	0	
合 計	7,955,355	5,225,335	△ 2,730,020	

支出の部

	本年度予算額	本年度決算額	残高(減△)	摘 要
1. P T A 費	2,493,000	1,897,382	595,618	
1. P T A 運営費	1,660,000	1,373,304	286,696	
(1) 旅費	30,000	1,610	28,390	各研修会, 講習会, 会合等交通費
(2) 慶弔費	90,000	5,000	85,000	
(3) 需用費	550,000	625,253	△ 75,253	PTA会議室ノートPC2台, 消耗品, 印刷用紙, コピー機リース, 保護者証等
(4) 渉外費	180,000	24,863	155,137	さいたま市特別支援教育振興会賛助会費, さいたま市PTA協議会会長・副会長会費
(5) 分担金	90,000	84,755	5,245	さいたま市P T A 協議会連合会会費
(6) 活動保険費	120,000	114,119	5,881	P T A 活動総合補償制度
(7) 児童報奨金	600,000	517,704	82,296	卒業記念品, 紅白饅頭, 進級祝いノート
2. P T A 活動費	833,000	524,078	308,922	
(1) 総務部費	100,000	16,740	83,260	ベルマーク発送代, ベルマーク回収用封筒等
(2) 保健教養部費	0	0	0	
(3) 広報部費	500,000	460,344	39,656	広報紙印刷代, USBメモリ, 消耗品等
(4) けやきの森まつり部費	25,000	9,180	15,820	反省会お菓子
(5) 学級委員会費	168,000	0	168,000	
(6) 環境交通部費	40,000	37,814	2,186	旗振り名簿配布用封筒, USBメモリ, 消耗品等
2. 学校関係費	2,230,000	1,199,020	1,030,980	
1. 学校総務費	380,000	142,044	237,956	
(1) 需用費	300,000	120,114	179,886	保健衛生費, AEDリース代, 消耗品等
(2) 渉外費	80,000	21,930	58,070	埼玉県特別支援学級等設置校校長会会費, 来客用お茶代等
2. 教育奨励費	580,000	90,340	489,660	
(1) 教育奨励費	300,000	0	300,000	
(2) 児童活動費	230,000	90,340	139,660	小中合同音楽会バス代, 離任式花束代
(3) 研究補助費	50,000	0	50,000	
3. 学校行事費	170,000	82,407	87,593	卒業証書部分書き, 入学式花代
4. 環境整備費	900,000	763,917	136,083	校内整備, 樹木剪定
5. 学校ボランティア費	200,000	120,312	79,688	図書, 防犯, おやじの会, ボランティア保険等
6. 芸術鑑賞会費	0	0	0	
3. 什器備品費	100,000	0	100,000	
4. 周年記念事業準備金	300,000	300,000	0	周年事業準備金として積立
5. 予備費	2,832,355	0	2,832,355	
合 計	7,955,355	3,396,402	4,558,953	

(収入合計) (支出合計) (差引残高)  
5,225,335 - 3,396,402 = 1,828,933

差引残高 1,828,933円は次年度へ繰り越します。  
内訳 預金 1,828,933円

上記のとおり報告します。

令和5年3月31日

大砂土小学校PTA会長

会計監査の結果、適正であることを認めます。

令和5年 4月24日

会計監査

## 令和4年度決算報告書

(単位:円)

【令和4年度 学校給食費決算報告書】			
(収入総額)	72,481,749	(支出総額)	72,323,920
内訳		内訳	
前年度繰越金	272,091	主食代(包装代含む)	12,492,796
児童給食費	65,348,454	牛乳代	14,208,670
教職員給食費	3,512,732	食材料費	45,618,658
準要保護児童給食費	2,536,660	その他(手数料)	3,796
若菜給食費	790,708		
保存食代	99,836		
雑収入(廃油代等)	96,424	差引残高	157,829
給食費返還金	△ 175,156		
差引残高 157,829円は、次年度へ繰り越します。			
上記のとおり報告します。			
令和5年 3月31日			
さいたま市立大砂土小学校長			

## 《 特 別 会 計 》

(単位:円)

【令和4年度 ベルマーク決算報告書】			
(収入総額)	365,927	(支出総額)	143,880
内訳		内訳	
前年度繰越金	131,900	逆上がり補助器×2	132,000
ウェブベルマーク	84	消費税	11,800
令和4年度第1回	165,415		
令和4年度第2回	68,450		
ウェブベルマーク	78	差引残高	222,047
差引残高 222,047円は、次年度へ繰り越します。			
【令和4年度 資源回収決算報告書】			
(収入総額)	2,306,319	(支出総額)	423,720
内訳		内訳	
前年度繰越金	2,167,501	防犯パトロールプレート	65,725
売却収入	0	食缶(12L×10)	60,170
市補助金	138,800	食缶(14L×15,食器300枚)	297,825
預金利息	18		
差引残高 1,882,599円は、次年度へ繰り越します。			
【令和4年度 けやきの森まつり決算報告書】			
(収入総額)	1,339,542	(支出総額)	18,303
内訳		内訳	
前年度繰越金	1,339,530	雑費	18,303
預金利息	12		
差引残高 1,321,239円は、次年度へ繰り越します。			
【令和4年度 創立150周年記念事業決算報告書】			
(収入総額)	2,878,604	(支出総額)	0
内訳		内訳	
前年度繰越金	2,578,580		0
PTA費からの積立金	300,000		
預金利息	24	差引残高	2,878,604
差引残高 2,878,604円は、次年度へ繰り越します。			
上記のとおり報告します。			
令和5年 3月31日			
さいたま市立大砂土小学校PTA会長			

監査の結果、上記のとおり相違ないことを認めます。

令和5年 4月24日

さいたま市立大砂土小学校PTA会計監査

## 会則の改定（案）に関する新旧対照表

新	旧	備 考
第3章 役員及び委員 （役員及び委員） 第6条 本会に次の役員及び委員を置きます。 1. 役員 ①会長1名 ②副会長 <b>若干名</b> （2名は教頭とする） ③書記3名（1名は教職員とする） ④会計4名（2名は教頭とする） ⑤会計監査2名 ⑥参与1名（校長とする）	第3章 役員及び委員 （役員及び委員） 第6条 本会に次の役員及び委員を置きます。 1. 役員 ①会長1名 ②副会長6名以内（2名は教頭とする） ③書記3名（1名は教職員とする） ④会計4名（2名は教頭とする） ⑤会計監査2名 ⑥参与1名（校長とする）	（変更）

## PTA活動の変更(案)

- 1) 今年度の保健教養部の部員募集は行わない。  
理由: 活動縮小の為。



## 令和5年度事業計画(案)

本部	総務部	保健教養部
<ul style="list-style-type: none"> <li>・総会開催</li> <li>・役員会開催</li> <li>・運営委員会開催</li> <li>・運営委員会だより発行</li> <li>・会計事務</li> <li>・他校PTAとの連絡</li> <li>・市P協への参加・協力</li> <li>・学校行事への協力</li> <li>・150周年記念事業実行委員会出席</li> <li>・六校連絡協議会出席</li> <li>・四校連絡協議会開催・出席</li> <li>・三校交流会出席</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・部会開催</li> <li>・ベルマーク作業</li> <li>・校内カーテン洗濯</li> <li>・学校保健委員会出席</li> <li>・市P協への参加・協力</li> <li>・学校行事への協力</li> <li>・150周年記念事業実行委員会出席</li> <li>・各部行事への協力</li> </ul>	<p style="text-align: center;">本年度は部員の募集は 行いません。</p>
広報部	けやきの森まつり部	環境交通部
<ul style="list-style-type: none"> <li>・部会開催</li> <li>・広報誌「大砂土」発行</li> <li>・企画会議開催</li> <li>・各行事の取材</li> <li>・広報紙コンクール参加</li> <li>・広報紙作り講習会出席</li> <li>・市P協への参加・協力</li> <li>・学校行事への協力</li> <li>・150周年記念事業実行委員会出席</li> <li>・各部行事への協力</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・部会開催</li> <li>・けやきの森まつり開催</li> <li>・市P協への参加・協力</li> <li>・学校行事への協力</li> <li>・150周年記念事業実行委員会出席</li> <li>・各部行事への協力</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・部会開催</li> <li>・登校班編成・名簿管理</li> <li>・防犯パトロールの管理・運営</li> <li>・旗振りの管理</li> <li>・資源回収の管理・運営</li> <li>・市P協への参加・協力</li> <li>・学校行事への協力</li> <li>・150周年記念事業実行委員会出席</li> <li>・各部行事への協力</li> </ul>

学校行事	学校ボランティア
<ul style="list-style-type: none"> <li>・入学式</li> <li>・懇談会</li> <li>・個人面談</li> <li>・避難訓練</li> <li>・自然の教室</li> <li>・修学旅行</li> <li>・校外学習</li> <li>・町たんけん</li> <li>・運動会(仮)</li> <li>・学校公開</li> <li>・校内硬筆展</li> <li>・校内書きぞめ展</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・150周年記念航空写真撮影</li> <li>・150周年記念式典</li> <li>・6年生を送る会</li> <li>・防犯ボランティア感謝の会</li> <li>・卒業証書授与式</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・図書ボランティア</li> <li>・ミシン学習ボランティア</li> <li>・防犯ボランティア</li> <li>・おやじの会</li> </ul>

令和5年度大砂土小学校PTA歳入歳出予算書(案)

収入の部

(単位：円)

	前年度予算額	本年度予算額	増減(減△)	摘 要
1. 会 費	5,084,000	4,708,000	△ 376,000	(P) (T)
1. 一般会費	5,084,000	4,708,000	△ 376,000	2,000×2×(1,115+62)R5.4現在
2. 補助金	30,000	30,000	0	さいたま市地域防犯活動助成金
3. 雑収入	50	50	0	
1. 雑 入	0	0	0	
2. 利 息	50	50	0	
4. 繰越金	2,841,305	1,828,933	△1,012,372	
合 計	7,955,355	6,566,983	△1,388,372	

支出の部

	前年度予算額	本年度予算額	増減(減△)	摘 要
1. P T A 費	2,493,000	2,393,000	△ 100,000	
1. P T A 運営費	1,660,000	1,660,000	0	
(1) 旅費	30,000	30,000	0	各研修会・講演会等交通費
(2) 慶弔費	90,000	90,000	0	餞別, 慶弔, 見舞等
(3) 需用費	550,000	550,000	0	消耗品, 印刷用紙, コピー機リース代等
(4) 渉外費	180,000	180,000	0	校長会会費、三校交流会準備費等
(5) 分担金	90,000	90,000	0	さいたま市PTA協議会北区連合会会費等
(6) 活動保険費	120,000	120,000	0	P T A 活動総合補償制度
(7) 児童報奨金	600,000	600,000	0	卒業記念品, 紅白饅頭, 進級祝等
2. P T A 活動費	833,000	733,000	△ 100,000	
(1) 総務部費	100,000	100,000	0	ベルマーク発送料, ベル作業事務用品等
(2) 保健教養部費	0	0	0	R5年度は活動中止
(3) 広報部費	500,000	400,000	△ 100,000	広報紙印刷代, 消耗品等
(4) けやきの森まつり部費	25,000	25,000	0	活動備品等
(5) 学級委員会費	168,000	168,000	0	学年, 学級活動費 (¥8,000×クラス数)等
(6) 環境交通部費	40,000	40,000	0	名簿配付用封筒, 各地区活動費, 等
2. 学校関係費	2,230,000	1,870,000	△ 360,000	
1. 学校総務費	380,000	380,000	0	
(1) 需用費	300,000	300,000	0	消耗品, 保健衛生費, AEDリース代等
(2) 渉外費	80,000	80,000	0	学校医給食費, 来客用お茶等
2. 教育奨励費	580,000	220,000	△ 360,000	
(1) 教育奨励費	300,000	0	△ 300,000	
(2) 児童活動費	230,000	180,000	△ 50,000	小中合同音楽会、駅伝大会交通費等
(3) 研究補助費	50,000	40,000	△ 10,000	教育研究補助費
3. 学校行事費	170,000	170,000	0	卒業証書部分書き等
4. 環境整備費	900,000	900,000	0	校内整備, 樹木剪定等
5. 学校ボランティア費	200,000	200,000	0	図書, 環境美化, 防犯, ボランティア保険, おやじの会等
3. 什器備品費	100,000	100,000	0	
4. 周年記念事業準備金	300,000	300,000	0	周年事業準備金として積立
5. 予備費	2,832,355	1,903,983	△ 928,372	
合 計	7,955,355	6,566,983	△1,388,372	

# 大砂土小学校PTA会則（案）

## 第 1 章 総 則

（名 称）

第1条 本会はさいたま市立大砂土小学校PTAといい、事務所を大砂土小学校（さいたま市北区本郷町1番地）に置きます。

（目 的）

第2条 本会は、大砂土小学校児童の福祉を増進し、民主教育の充実振興に寄与するとともに学校と家庭、並びに社会との連携を緊密にし、併せて会員相互の親睦を図ることを目的とします。

（事 業）

第3条

1. 児童の福祉増進に関する事業
2. 児童の教育的な生活環境の増進に関する事業
3. 会員の研修と親睦に関する事業
4. 学校と家庭との連絡を緊密にする事業
5. その他、本会の目的達成に必要な事業

## 第 2 章 会 員

（会 員）

第4条 本会は大砂土小学校児童の父母（またはこれに準ずるもの）と教職員をもって会員とします。

第5条 本会の事業達成のため特別の賛助をしたものを特別会員とすることができます。

## 第 3 章 役員及び委員

（役員及び委員）

第6条 本会に次の役員及び委員を置きます。

1. 役員
  - ①会長1名
  - ②副会長若干名（2名は教頭とする）
  - ③書記3名（1名は教職員とする）
  - ④会計4名（2名は教頭とする）
  - ⑤会計監査2名
  - ⑥参与1名（校長とする）

2. 委員
  - ①学級委員 若干名
  - ②環境交通部委員 若干名
  - ③教職員 若干名

（役員及び委員の選出）

第7条 役員及び委員の選出は、次の通り行います。

1. 会長、副会長、書記、会計、会計監査の五役は、毎年推薦委員会において推薦し、総会の議を経て就任します。
2. 学級委員は、学級別に会員の互選により選出します。
3. 学年委員長は、学級委員長の互選により選出します。
4. 部長及び副部長は、各部会において部員の中から互選により選出します。但し、各部の副部長1名は教職員とします。
5. 教職員は教職員中より選出する若干名をもってこれにあてます。
6. 環境交通部委員は、役員、学級委員を除く会員の中から各地区ごとに選出します。
7. 推薦委員会の構成その他は別に細則で定めます。
8. 特別支援学級についてはその都度協議します。

（任 務）

第8条 役員及び委員は、次の任務を有します。

1. 会長は本会を代表し、会務を総括します。
2. 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは代理します。

3. 書記は、本会の事務に従事します。
4. 会計は本会の会計事務に従事します。
5. 会計監査は会計を監査し、その結果を総会に報告します。
6. 部長は、随時部会を開催し、部の事業を計画するとともに執行にあたります。
7. 副部長は部長を補佐し、部長に事故あるときは代理します。
8. 学級委員及び教職員は、学級活動に従事するとともに、各部に所属してその活動に従事します。
9. 学年委員長は、学年の活動に従事します。
10. 環境交通部委員は、地区活動に従事するとともに、その地区を総括します。

(参 与)

第9条 参与は、各会議に出席し意見を述べることができます。

(任 期)

第10条 役員及び委員の任期は1年とし、再任は妨げない。役員及び委員に欠員が生じたときは、直ちに補充するものとします。その任期は前任者の残任期間とします。

## 第 4 章 機 関

(機 関)

第11条 本会に次の機関を置きます。

- ① 総会
- ② 全体委員会
- ③ 運営委員会
- ④ 部会
- ⑤ 学年委員会
- ⑥ 学級委員会

(総 会)

- 第12条
1. 総会は本会の最高決議機関であって、会長が主催し毎年度初めに開催します。会員の過半数(委任状も含む)の出席をもって成立し、次の事項を審議決定します。
    - (1) 予算及び決算
    - (2) 役員承認
    - (3) 会則の改廃
    - (4) 事業計画及び会務報告
    - (5) その他運営上重要な事項
  2. 臨時総会は、全体委員会の議決により次の事項に関し開催することが出来ます。
    - (1) 会員の1/10以上の要求があったとき
    - (2) 運営委員会の委員の過半数が必要と認めたとき
  3. 総会の議決は、出席者の過半数により決定します。
  4. 総会の議長は、役員以外の出席会員の中から選出します。

(全体委員会)

- 第13条 全体委員会は、総会に次ぐ意思決定機関であって、役員、委員をもって構成します。全体委員会は会長が必要と認めたときに開催し、次の事項を審議決定します。
1. 総会の決定事項の実施に関する事
  2. 会則に基づく細則等の制定、改廃に関する事
  3. 事業計画の実施に関する事
  4. その他の会務運営に必要な事項
- 全体委員会の決議事項は、出席者の過半数により決定します。  
全体委員会の議長は、構成員の中から選出します。

(運営委員会)

- 第14条 運営委員会は、本会の執行機関であって、役員(会計監査を除く)、正副部長、学年委員長をもって構成します。
- 運営委員会は、会長が必要と認めたときに随時開催し、次のことを行います。
1. 総会および全体委員会の決定にもとづく会務の処理
  2. 事業計画および予算決算の立案
  3. 各部の計画および執行状況の検討
  4. 緊急事項の処理に関する事

5. 会の資産の管理
6. その他の会務運営に必要な事項

(部 会)

第15条 本会の事業を行うため、次の部を置き、各部の構成と事業は次の通りとします。

1. 構 成  
学級委員のうち、学級委員長は総務に所属し、他の学級委員は、保健教養、広報、けやきの森まつりの各部に所属します。  
但し、環境交通部の委員は、各地区より選出された委員が所属します。
2. 事 業
  - (1) 総務部
    - ①学年、学級PTA活動を円滑に行うための計画と運営に関する事
    - ②各部活動の総合調整及び会の運営に関する調査と研究
    - ③祝賀表彰に関する事
    - ④会員の教養を高めるための研修及び文化活動に関する事
  - (2) 保健教養部
    - ①保健、体育、給食に関する事
    - ②児童の教育環境の整備に関する事
  - (3) 広報部
    - ①会報の発行に関する事
    - ②その他、広報活動に関する事
  - (4) けやきの森まつり部
    - ①けやきの森まつりに関する事
  - (5) 環境交通部
    - ①児童の校外補導及び交通安全教育に関する事
    - ②その他の会務運営に必要な事項

(学級委員会・学年委員会)

- 第16条
1. 学級委員会は、各学級委員をもって構成し、学級委員長が必要と認めたときに開催し、次の事項を審議処理します。
    - (1) 家庭と学校の連絡に関する事
    - (2) 学級活動に関する事
    - (3) その他の会務運営に必要な事項
  2. 学年委員会は、各学年の委員全員で構成し、正副委員長は学級委員長の互選により選出します。  
学年委員長が必要と認めたときに開催し、次の事項を審議処理します。
    - (1) 学級間の連絡調整に関する事
    - (2) 学年行事の企画運営に関する事
    - (3) その他の会務運営に必要な事項副学年委員長は、委員長を補佐し、事故あるときは代理します。

(特別委員会)

- 第17条 本会の運営に関し、特別な事項について必要があるときには、全体委員会の議決により特別委員会を設けることができます。  
特別委員会の委員長は、運営委員会の構成員となります。

## 第 5 章 会 計

- 第18条 本会の経費は、会費およびその他の収入をもってこれにあてます。  
会員の会費は、前期(4月～9月)・後期(10月～3月)とし、各2,000円とします。  
臨時会費は、全体委員会の議決を経て徴収することができます。  
本会の予算、決算は年次総会に報告し、承認を得て執行します。

- 第19条 予算の科目流用及び予備費より支出するときは、運営委員会の審議承認を得ることとします。

(会計年度および会計監査)

- 第20条 本会の会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとします。  
本会の会計監査は、前期と後期に監査をし、年次総会に報告しなければなりません。

## 第 6 章 雑 則

- 第 2 1 条 会員は、会計帳簿その他の書類について、いつでもこれを閲覧することができます。
- 第 2 2 条 P T A 活動で必要となる個人情報の収集・利用・管理等の取扱い方法については、個人情報取扱規則に定めるものとする。
- 第 2 3 条 この会則の運用について必要な事項は、別に細則をもってこれを定めます。

### 附 則

1. 本会会則は、昭和 4 7 年 4 月 1 5 日より施行する。
1. 本会会則は、昭和 4 9 年 5 月 2 5 日より施行する。
1. 本会会則は、昭和 5 0 年 5 月 2 4 日より施行する。
1. 本会会則は、昭和 5 2 年 4 月 1 6 日より施行する。
1. 本会会則は、昭和 5 5 年 4 月 3 0 日より施行する。
1. 本会会則は、昭和 5 8 年 4 月 2 7 日より施行する。
1. 本会会則は、昭和 6 2 年 5 月 1 5 日より施行する。
1. 本会会則は、昭和 6 3 年 4 月 2 8 日より施行する。
1. 本会会則は、平成 3 年 5 月 9 日より施行する。
1. 本会会則は、平成 6 年 5 月 1 2 日より施行する。
1. 本会会則は、平成 1 0 年 5 月 1 5 日より施行する。
1. 本会会則は、平成 1 1 年 5 月 1 4 日より施行する。
1. 本会会則は、平成 1 2 年 5 月 1 9 日より施行する。
1. 本会会則は、平成 1 3 年 5 月 1 1 日より施行する。
1. 本会会則は、平成 1 7 年 5 月 1 2 日より施行する。
1. 本会会則は、平成 1 8 年 5 月 1 1 日より施行する。
1. 本会会則は、平成 1 9 年 5 月 1 0 日より施行する。
1. 本会会則は、平成 2 0 年 5 月 8 日より施行する。
1. 本会会則は、平成 2 2 年 5 月 7 日より施行する。
1. 本会会則は、平成 2 3 年 5 月 6 日より施行する。
1. 本会会則は、平成 2 6 年 5 月 9 日より施行する。
1. 本会会則は、平成 2 7 年 5 月 1 5 日より施行する。
1. 本会会則は、平成 3 0 年 5 月 1 1 日より施行する。
1. 本会会則は、令和元年 5 月 1 0 日より施行する。
1. 本会会則は、令和 5 年 5 月 1 8 日より施行する。

## 個人情報取扱規則

### (目 的)

- 第 1 条 個人情報取扱規則（以下「本規則」という。）は、さいたま市立大砂土小学校 P T A（以下、「P T A」という。）が保有する個人情報の適正な取り扱いと活動の円滑な運営を図るため、個人の権利・利益を保護することを目的に、P T A 役員名簿及びその他の個人情報の取り扱いについて定めるものとする。

### (責 務)

- 第 2 条 個人情報保護に関する法令を遵守するとともに、P T A 活動において個人情報の保護に努めるものとする。

### (管理者)

- 第 3 条 P T A における個人情報の管理者は、P T A 副会長とし、P T A 会長がこれを任命する。

### (取得方法)

- 第 4 条 個人情報を取得するときは、あらかじめその個人情報の利用目的を決め、本人に明示する。なお、要配慮個人情報を取得する場合はあらかじめ本人の同意を得る。

### (利 用)

- 第 5 条 取得した個人情報は、次の目的に利用する。
1. 会費集金、管理、P T A 活動名簿作成、その他の文書の配布
  2. 会員名簿、緊急連絡簿、委員会名簿、登校班名簿の作成・運用
  3. P T A 行事等の出席名簿、推薦委員会役員選出名簿

### (利用目的による制限)

- 第 6 条 あらかじめ本人の同意を得ないで、第 5 条に規定する利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

(管 理)

- 第7条 個人情報管理は管理者または取扱者が保管し、適正に管理する。  
不要となった個人情報は、適正かつ速やかに廃棄する。  
個人情報の取り扱いはセキュリティ管理を厳密に実施する。

(第三者提供の制限)

- 第8条 個人情報は次にあげる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に提供してはならない。
1. 法令に基づく場合
  2. 人の生命、身体又は財産の保護のために必要な場合
  3. 公衆衛生の向上又は児童の健全育成の推進に必要な場合
  4. 国の機関もしくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

(情報開示等)

- 第9条 本人から個人情報の開示、利用停止、追加、削除を求められたときは、法令に沿ってこれに応じる。

(漏洩時等の対応)

- 第10条 個人情報を漏洩等（紛失含む）したおそれがあることを把握した場合は、直ちに管理者及びPTA会長に報告しなければならない。

(研 修)

- 第11条 PTAはPTA役員および個人情報取り扱いに携わる委員に対して、定期的に個人情報の取扱に関する留意事項について研修を実施するものとする。

(苦情の処理)

- 第12条 個人情報の取扱に関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

付 則

本規則は、平成30年 5月11日より施行する。

## 大砂土小学校PTA細則

### 地区の指定の細則

(地区の指定)

- 第1条 各地区を次の通り指定します。
- 本郷地区（本郷・コンフォール）
  - 土呂地区（土呂一・土呂二）
  - 宮原南地区（宮原南）
  - 宮原北地区（宮原北）

### 推薦委員会の細則

- 第1条 会則第6条に基づく会長、副会長、書記、会計、会計監査（教職員を除く）の五役の候補者推薦は、毎年、推薦委員会を設けて決めます。

(推薦委員会の設置)

- 第2条 1. 推薦委員会は、各学年委員会より1名、五役経験者より若干名、教職員2名により構成します。  
\*各学年委員会より1名選出する際、運営委員（各部正副部長、学年委員長）、総務部ベル長、保健教養部各学年長、広報部各班長、けやきの森まつり部各班長、一人のお子さんで2回目の委員になられた方を除きます。
2. 正副委員長は、委員の互選により選出します。

(候補者の選出方法)

- 第3条 1. 推薦委員会発足後、推薦用紙を全会員に配付し、役員候補を募ります。
2. 推薦された役員候補の中から、委員が協議し役員の候補とします。
  3. 本人の承諾を得て役員に内定します。
  4. 推薦委員会の議決は、出席した委員の過半数により決定します。
  5. 推薦委員会の構成員は、役員となることができません。但し推薦を承認した委員は、選出母体から後任を選出します。

## 慶弔に関する細則

- 第1条 大砂土小学校PTAの慶弔に関する細則を次のとおり定めます。
- |          |                          |         |
|----------|--------------------------|---------|
| 1. 弔の部   | 児童                       | 5,000 円 |
|          | 会員                       | 5,000 円 |
| 2. 見舞いの部 | 児童、教職員が疾病で<br>1ヶ月以上休んだとき | 5,000 円 |
- 第2条 その他、不慮の災害、特別の事情のときには、運営委員会で審議処理するものとします。
- 第3条 慶弔に関する事項においての返礼はしないものとします。

## 感謝表彰に関する細則

- 第1条 規約第3条に定める諸目的達成に寄与し、またはこれに関する諸活動に貢献したものに對する表彰は、この細則によります。
- 第2条 表彰は次の通りとします。
1. 転退職する教職員に、感謝の意を表して記念品を贈呈する。
  2. 児童が卒業する際に祝意を表して記念品を贈呈する。
  3. 本校児童で善行があり校長の推薦があったとき。
  4. 表彰その他必要が生じた際は運営委員会で審議し、決定する。

## 旅費支給細則

- 第1条 本会の役員及び委員等が会長の指示によって、PTA活動の用務で学区外に出張するときは、この細則により旅費を支給することができます。
1. 交通費 実費支給  
但し、鉄道の場合は実費として、100kmを超え急行を使用したときは、急行料金の支給ができます。
  2. 宿泊費 1泊 2,000 円  
宿泊については、出張地に滞在した宿泊数によるものとします。

## 経理に関する細則

- 第1条 会計役員は、現金出納簿を備え、支出したときはその都度記載し、領収書を保存しなければなりません。
- 第2条 資源回収、ベルマークなどのPTA会費以外の収入は特別会計とします。
1. 特別会計は環境整備、学校施設、整備及びPTA設備の充実をはかる。
  2. 特別会計の運用は運営委員会で決定する。
  3. 特別会計の決算報告は総会において行う。
  4. 特別会計の預金通帳と印鑑はPTA会計が保管する。
  5. 特別会計の会計年度は4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

## サークル（同好会）活動に関する細則

- 第1条 会員有志によるサークル（同好会）活動について、会則第3条に定める会員の研修・親睦に関する事業として、この細則により定めます。
- 第2条 サークル（同好会）の認可は運営委員会で審査・決定によるものとします。
- 第3条 サークル（同好会）活動の経費については運営委員会の決定により受けられます。
- 第4条 運営委員会は定期的にサークル（同好会）活動について見直しを行い、その活性化に努めます。